

公の施設のあり方検討結果個表

施設の名称	前橋ゴルフ場		
所在地	前橋市川原町1-42-4		
所管部局・課	(企)団地課	現在の運営方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者
担当係	施設管理係	内線	4002

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

- ・群馬県公営企業の設置等に関する条例
- ・群馬県ゴルフ場管理条例

2 施設の役割

- (1) 設置目的
地域の振興及び県民の生活の利便性の向上を図るため
- (2) 設置当初の状況
前橋ゴルフ場は、前橋市川原町地先の利根川河川敷に建設された。この河川敷は約60haを有し、県の総合運動場に隣接する位置にありながら、ショートコースの民営ゴルフ場があるだけで、そのほとんどが利用されていなかった。前橋市では河川敷を市民の運動場に活用するため、「利根川河川敷緑地整備事業」を進め、その一環としてパブリックゴルフ場を計画したが、市の公共事業としてはなじまないため、昭和51年9月に知事と県議会へ請願陳情を行ったことにより、上武ゴルフ場、玉村ゴルフ場で実績のある企業局が建設を行ったものである。
- (3) 施設を取り巻く現状
施設の老朽化、自然災害の頻発、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やコロナ渦での市場の変化など、取り巻く環境が設置当初とは大きく変化している。

3 施設の概要

設置年月日	昭和55年4月28日
敷地面積(所有者)	420,010㎡(河川用地及び民・県有地)
主な施設(床面積、階数等)	全長6,333ヤード、18ホール、パー72
建設費	1,090,071 千円
備考	

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	単位	利用料金
プレー料	キャディーなしの場合	1日 11,300円以下
	キャディーありの場合	1日 11,300円以下にキャディー1人18ホールまでにつき4,180円を加えた額以下
カート料	1人18ホールまでにつき	3,650円以下
年間パスポート料	発行した日からその日の属する年度の末日まで	104,700円以下

4 施設における実施事業

<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアゴルフ・レッスン&競技会 ・ジュニアゴルフ・サマーカップ競技大会 ・前橋ゴルフ場ゴルフ部ジュニアレッスン会 ・前橋ゴルフ場ジュニア競技会 ・ジュニア応援プラン ・初心者ラウンドレッスン会 ・地元高校部活動使用によるコース開放

5 管理運営コストの状況(ゴルフ場事業合計)

(千円)

区 分	令和5年度(当初予算額)	令和4年度(決算額)	令和3年度(決算額)	令和2年度(決算額)	令和元年度(決算額)
歳 入(①)	618,190	622,042	550,077	470,698	564,851
営業収益	618,000	621,512	544,302	470,025	564,182
営業外収益	190	530	5,775	673	669
歳 出(②)	457,413	391,184	441,294	496,475	528,242
営業費用	431,740	382,369	439,930	496,048	527,782
営業外費用	25,673	8,815	1,364	427	460
歳入・歳出の差額(①-②)	160,777	230,858	108,783	▲ 25,777	36,609
歳入・歳出の主な増減理由	・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、49日間の営業休止を行ったため、営業収益が減少した。				

◇指定管理者の収支状況(指定管理業務に係る部分のみ)

(千円)

区 分	令和5年度(当初予算額)	令和4年度(決算額)	令和3年度(決算額)	令和2年度(決算額)	令和元年度(決算額)
収 入(①)	329,151	317,674	343,466	283,625	312,094
利用料収入	328,100	313,974	322,951	259,197	291,600
営業外収入	1,051	3,700	20,515	24,428	20,494
支 出(②)	328,840	325,882	296,009	267,408	303,072
管理運営費(人件費、光熱費等)	216,840	211,720	223,707	214,914	245,819
県納付額	112,000	114,162	72,302	52,494	57,253
収 支(①-②)	311	▲ 8,208	47,457	16,217	9,022
歳入・歳出の差額、収支の主な増減理由	・令和元年度は台風19号の被害によるクローズの影響があった。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、49日間の営業休止を行った影響があった。 ・令和4年度は企業局納付金の増加により支出負担が増加した。				

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
常勤職員	12	12	15	15	15
非常勤職員	30	33	28	32	33
合 計	42	45	43	47	48

7 施設利用の状況

区 分	令和5年度※1	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
年間利用者総数(人)	12,137	44,984	54,036	45,460	48,566
目標利用者数(人)※2	45,000	45,000	45,000	-	-
利用者の主な増減理由	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、49日間の営業休止を行った影響があった。 ・令和4年度は、増加したコストを賄うためにプレー料の値上げをした結果、利用者が減少した。 				

※1 見込数又は途中実績を記入

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区 分	内 容
施設の必要性	<p>○県営ゴルフ場を取り巻く環境が設置当初とは大きく変化していることから、令和3年度に外部有識者によるあり方検討を実施し報告を受けた。</p> <p>・県営ゴルフ場の要否:総合的にみて、県営ゴルフ場の継続は必要。 (①多くの県民に利用されている。②利用者アンケートで継続希望が多い。③県民の健康増進や河川敷の荒廃防止等に寄与)</p>
業務等の見直し	<p>○あり方検討委員会から、県営ゴルフ場を取り巻く諸課題を踏まえ、未来志向の報告を受けた。</p> <p>○企業局は、報告の趣旨を踏まえ、必要な検討を加えながら、県営ゴルフ場全体としては、指定管理者の創意工夫を促し、広く県民が気軽にゴルフを楽しめる場の提供を目指していくこととした。</p> <p>○また、各ゴルフ場においては、ゴルフ人口の裾野拡大や県民の健康増進に向けて、ゴルフを始めやすく続けやすい環境づくりやターゲットに応じたレッスンやイベントの充実など、必要な取組を進めていくこととした。</p> <p>○これらの取組は、県営ゴルフ場の現在の利用者への配慮に留意しながら、指定管理者の自発的な創意工夫やゴルフ関係団体との連携により進めていく。 (R5.6.13策定:群馬県営ゴルフ場事業運営方針抜粋)</p>